

自転車乗用環境実態調査

平成27年5月

調査名称　自転車乗用環境実態調査

調査日時　①平成27年4月24日(金) 14:00～16:30
②平成27年4月28日(火) 14:00～16:30

調査場所　①新橋駅東口から半径1km(第一京浜及び首都高速都心環状線他周辺道路)
②新橋駅西口から半径1km(日比谷通り・桜田通り及び環状2号線他周辺
道路)

調査内容　・駐輪状況(放置含む)
・自転車レーンの確認
・危険箇所の選定(交差点等)
・歩道上の障害物確認等(点字ブロック封鎖等)
・自転車の通行障害(歩行者の迷惑)確認等
・その他

① 新橋駅東口周辺

今回、調査した新橋駅東口周辺は、港区内に存在しており、同地域は、放置自転車禁止指定区域と一部指定区域外が存在していた。

区域内には、20台の放置自転車が存在していた。

一方、即時撤去の警告板地域では、効果絶大で放置車は、皆無であった。

一方で、放置自転車禁止区域に指定されていない地区は、260台前後の放置自転車で溢れていた。

なお、指定区域外には、駐輪禁止等の看板が設置されていたが、効力は、無かった。

さらに、歩道橋下のスペースにも、放置自転車が存在していた。

駅東口周辺には、2箇所の自転車駐輪場(①新橋駅第1/②新橋駅第2)が設置(港区が設置:指定管理者である日本コンピュータ・ダイナミクスが、平成26年より運営)

第1は、時間制のみで6時間毎に100円が課金されていた。

2時間以内なら無料であるため、利用者にとって利便性が高い。

収容台数は、39台で、満車であった。

第2は、月極専用で、1ヶ月/1800円である。

学生は1ヶ月/1300円と割安となっている。

収容台数は、62台で、当日は、12台の駐輪状況で稼働率は、2割であり、駐輪スペースにかなりの余裕があった。

また、一部の地区には、歩道上に歩行者・自転車通行帯が設置されていた。

② 新橋駅西口周辺

今回、調査した新橋駅西口周辺は、港区内に存在しており、同地域は、放置自転車禁止指定区域と一部指定区域外が存在していた。

指定区域内での、放置自転車の存在は、皆無であった。

一方で、放置自転車禁止区域に指定されていない地区は、170台前後の放置自転車で溢れていた。

さらに、歩道橋下のスペースにも、放置自転車が存在していた。

駅西口周辺には、2箇所の自転車駐輪場(①新橋駅第3/②新橋駅第4)が設置(港区が設置:指定管理者である日本コンピュータ・ダイナミクスが、平成26年より運営)

両者共、時間制のみで6時間毎に100円が課金されていた。

2時間以内なら無料であるため、利用者にとって利便性が高い。

第3の収容台数は、は、147台であったが、収容台数に対して30台程度の余裕があった。

第4の収容台数は、は、106台であったが、収容台数に対して10台程度の余裕があつた。

西口も東口同様に、一部の地区に歩行者・自転車通行帯が設置されていた。

また、一部の地区では、自転車通行帯が、仮囲いで設置されていた。

なお、西口周辺限定で、[港区自転車シェアリング]という電動アシスト自転車のレンタル事業が実施されていた。

利用は、会員限定で、1回限定と月額の2種類がある。

1回限定の料金は、30分毎に100円である。

月額は、最初の30分は、無料だが、以降は、30分毎に100円が課金される。

返却は、各ポートへの返却が可能なため、自由な借り入れとなっている。

[総合]

駅の東西によって放置車の存在や自転車駐輪場が整備されているのは、共通であった。

東西に歩行者・自転車通行帯が設置されているが、利用者の誤解により、自転車置き場として恒常化してしまい、本来の使命を果たしていない。

結果として、放置自転車の助長に繋がっている。

港区では、区内限定の自転車シェアリングを実施しているが、新橋駅西口周辺には、複数のレンタルポートがあるが、東口周辺には、ポートが1箇所も存在していないため、同地区でのポートの設置が推進されれば、更なる利便性の向上が促進されると考慮される。

現在、放置自転車禁止区域に指定されていない地区では、大量の放置車がある状況の中、港区役所(担当/土木課)では、今後、放置自転車台数等の調査を基準に、順次、放置自転車禁止指定区域を拡大すべき検討中であるとのことである。

① 新橋駅東口周辺

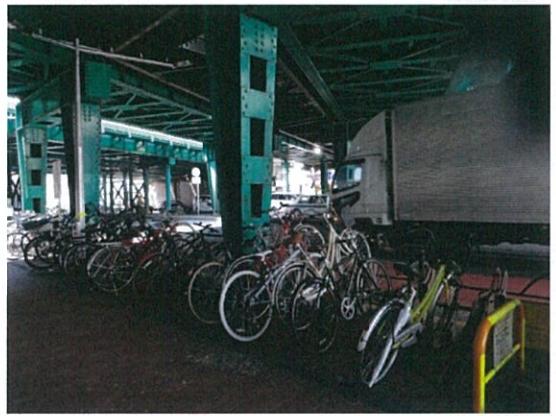
 <p>港区・愛宕警察署 放置禁止区域図 Designated No Bicycle Parking Area</p>	 <p>ここは自転車放置禁止区域です。放置車両は即時撤去を実施します。新橋駅暫定自転車駐車場をご利用ください。 放置車両は下記の海岸二丁目自転車等集積所へ撤去します。【港区海岸2-4-2 03-3454-3021】</p>
<p>表示①/放置自転車禁止区域</p>	<p>表示②/放置自転車禁止区域(即時撤去警告)</p>
	
<p>表示③/歩行者・自転車通行帯</p>	<p>表示③/歩行者優先看板</p>
	
<p>表示④/歩行者・自転車通行帯</p>	

	
表示⑤/放置禁止看板	表示⑤/放置禁止看板置内の自転車
	
表示⑥/駐輪禁止看板	表示⑦/警告文書
	
放置自転車(A)	放置自転車(B)

	
放置自転車(C)	放置自転車(D)
	
放置自転車(E)	放置自転車(F)
	
放置自転車(G)	放置自転車(H)

	
放置自転車(I)	放置自転車(J)
	
放置自転車(K)	放置自転車(L)
	
放置自転車(M)	放置自転車(N)

	
放置自転車(O)	放置自転車(P)
	
放置自転車(Q)	放置自転車(R)
	
放置自転車(S)	放置自転車(T)

	
放置自転車(U)	放置自転車(V)
	
駐輪場①新橋駅第 1	駐輪場①新橋駅第 1
	
駐輪場②新橋駅第 2	駐輪場②A 新橋駅第 2



駐輪場②B 新橋駅第2

② 新橋駅西口周辺

	
表示①/放置自転車禁止区域	表示②/歩行者・自転車通行帯
	
表示③/自転車通行帯	表示④/自転車通行帯
	
表示⑤/自転車通行帯	

表示⑥/警告文書	表示⑥/警告文書(拡大)
表示⑦/自転車シェアリング(西新橋1丁目)	表示⑦/自転車シェアリング看板(拡大)
表示⑦/シェアリング用自転車	表示⑦/シェアリング用自転車(一部拡大)



表示⑦/シェアリング用自転車(一部拡大)



表示⑧/自転車シェアリング(西新橋 2 丁目)



表示⑧/ シェアリング用自転車



放置自転車(a)



放置自転車(b)



放置自転車(c)



放置自転車(d)



放置自転車(e)



放置自転車(f)



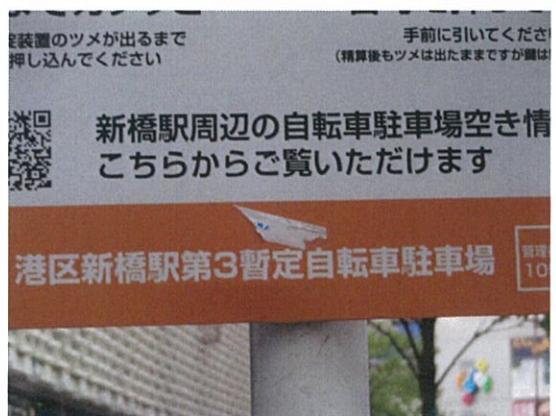
放置自転車(g)



放置自転車(h)

	
放置自転車(i)	放置自転車(j)
	
放置自転車(k)	放置自転車(l)
	
放置自転車(m)	放置自転車(n)

	
放置自転車(o)	放置自転車(p)
	
放置自転車(q)	放置自転車(r)
	
放置自転車(s)	放置自転車(t)

	
放置自転車(u)	
	
駐輪場③ 新橋駅第 3	駐輪場③ 新橋駅第 3
	
駐輪場③ 新橋駅第 3	駐輪場③ 新橋駅第 3(空車スペース)

	
注意事項①	注意事項②
	
駐輪場④ 新橋駅第 4	駐輪場④ 新橋駅第 4